



## 区立公園、緑地、児童遊園、スポーツ施設での ドローンの使用を全面禁止

と き 6月16日(火)発表

ところ 区立公園、緑地・緑道、児童遊園(656か所) 区内スポーツ施設(15か所)

練馬区は、区立公園、緑地、児童遊園など656か所および運動場や野球場などのスポーツ施設15か所でのドローンやラジコンヘリコプターの使用を禁止し、看板や張り紙を掲示した。

ドローンの操縦や飛行は、国内外でも事故が多発している。公園などを利用する区民等に危険がおよぶ行為であるため、区民の安全・安心を最優先に対応した。

前川耀男練馬区長は区議会定例会の所信表明で、「ドローンについては、区民の安全を守るため、区立公園・緑地や児童遊園等での使用を禁止し、看板の掲示などにより周知しました。国による規制の動向を注視しながら、今後とも安全確保に努めてまいります。」と述べた。

なお、根拠となる条例は、区都市公園条例の「公園をその用途外に使用すること。」等。



【公園に張り紙をする区職員】

### 【ドローンの使用を禁止した施設】

区内の公園等	656 か所
[内訳] 公園	203 か所
緑地	231 か所
緑道	4 か所
児童遊園	218 か所

区内のスポーツ施設 15 か所

[内訳] 学田公園野球場、豊玉中公園庭球場、びくに公園庭球場、夏の雲公園庭球場、大泉さくら運動公園多目的運動場、大泉学園町希望ヶ丘公園運動場、やまなみ公園多目的運動広場、石神井プール、高野台運動場、東台野球場、北大泉野球場、土支田庭球場、石神井松の風文化公園、練馬総合運動場、大泉学園少年野球場



【スポーツ施設に掲示した張り紙】

### 【根拠条例】

都市公園条例第5条8号の「公園をその用途外に使用すること。」により禁止する。

児童遊園条例第4条8号「児童遊園をその用途外に使用すること。」により禁止する。

スポーツ施設条例第8条第3号の「スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。」を適用し利用の承認をしないことができる。施設管理者である区が利用者の安全な利用環境を整えるという責務を果たすことを理由として禁止する。

### 【問合せ】

公園、緑地などに関すること 土木部 道路公園課 公園係 電話03-5984-1365

スポーツ施設に関すること 地域文化部 スポーツ振興課 管理係 電話03-5984-1372